

訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
代表者	理事長 細谷 亮
所在地	神戸市北区しあわせの村 1 番 18 号
連絡先	TEL 078-743-8200
法人が行う他の業務	・神戸リハビリテーション病院(北区しあわせの村) ・介護老人保健施設「リハ・神戸」(北区しあわせの村) ・指定居宅介護支援事業所(5 か所) - 東灘ケアセンターほくら・くるる(東灘区) - しあわせケアプランセンター(中央区) - 兵庫しあわせケアプランセンター(兵庫区) - しあわせの村在宅支援センター(北区) - 西部しあわせ訪問看護ステーション(垂水区) ・あんしんすこやかセンター(3 か所) - 魚崎南部あんしんすこやかセンター(東灘区) - 新開地あんしんすこやかセンター(兵庫区) - しあわせの村あんしんすこやかセンター(北区)

2. 事業所の概要

事業所の名称	☐ 東灘しあわせ訪問看護ステーション 〒668-0083 東灘区魚崎中町4丁目3番18号 2 階 (TEL 078-452-6772, FAX 078-436-2675) (管理者 川平 知佐子)
事業所所在地	☐ しあわせ訪問看護ステーション 〒651-0076 中央区吾妻通5丁目2番20号 (TEL 078-242-5454, FAX 078-221-6540)
連絡先	☐ 兵庫しあわせ訪問看護ステーション 〒652-0803 兵庫区大開通1丁目1番1号 神鉄ビル 10 階 (TEL 078-515-5252, FAX 078-515-5253) (管理者 栗津 雅代)
管理者	☒ 西部しあわせ訪問看護ステーション 〒655-0038 垂水区星陵台4丁目4番37号 (TEL 078-787-7201, FAX 078-787-7225) (管理者 開発 依子)
営業日	月～金曜日、ただし祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休業
営業時間	8時45分から17時15分
通常の訪問実施区域	神戸市全区、明石市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的(理念)	利用者の皆さまが住み慣れた地域やご家庭で、自分らしい穏やかな療養生活が過ごせるように支援いたします。
事業の運営方針 (基本方針)	(1) ご利用者・ご家族の思いに沿った、丁寧であたたかい看護の提供に努めます。 (2) 自立を支援するという視点から、ご利用者自身が保有するセルフケア能力を最大に引き出し、生活の質がより高められるように努めます。 (3) 定期的に研修を行い、日々進歩する知識の習得と看護技術の向上に努め、より質の高い看護の提供を目指します。 (4) 医療機関や他のサービス事業所等との連携を密接に行い、地域ケアの専門家として在宅ケアの充実に努めます。

4. 当事業所の職員体制

職員の職種	人 数
管理者	常勤看護師 1 名
看護師	常勤2名以上、非常勤5名以上
理学療法士	非常勤1名以上
作業療法士	非常勤1名以上
言語聴覚士	非常勤1名以上
事務担当者	非常勤 1 名以上

5. 業務内容

家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にある方に、主治医の指示に基づき必要な看護サービスを提供します。

(1) サービスの内容

①健康状態の観察、相談(血圧などの測定、病状観察と助言) ②日常生活の看護(保清、排泄、食事の介助、寝衣・寝具・衣生活の援助) ③医療器具装着者への援助 ④在宅リハビリテーション(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師) ⑤認知症看護 ⑥ターミナルケア ⑦介護予防 ⑧家族等への介護支援

(2) サービスの回数と時間

ア. 介護保険の適用を受けて利用する方

居宅サービス計画(ケアプラン)に定められたとおりです。

イ. 医療保険の適用を受けて利用する方

週1～3回(厚生労働大臣が定める疾病等は訪問回数の制限はありません)、

1回の訪問につき30分から1時間30分、おおむね1時間程度となっています。

(3) 訪問看護サービス提供担当者

サービスを提供する担当者は、事業者が決定します。異動などで担当を変更させていただく場合がありますが、担当者を変更する場合は事前にお知らせします。担当者に関して利用者からご希望があった場合でも、その希望に沿えないことがあります。ご了承ください。身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示します。

6. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けて利用する方（要介護1～5の方）

	区 分		1割負担	2割負担	3割負担	
利 用 料	□利用時間20分未満 ※週に1回以上、20分以上の訪問を行った場合算定可能		341 円	681 円	1,021 円	
	□利用時間30分未満		511 円	1,021 円	1,532 円	
	□利用時間30分以上60分未満		893 円	1,785 円	2,677 円	
	□利用時間60分以上90分未満		1,223 円	2,446 円	3,669 円	
	□理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (1回20分)(2回40分)(3回60分) 1日につき2回を超えて訪問看護を行う場合1回につき所定単位数に90/100に乗じた単位数で算定する。6回/週を限度とする	□20分	319 円	638 円	956 円	
		□40分	638 円	1,275 円	1,912 円	
□60分		862 円	1,724 円	2,586 円		
加 算 項 目						
			□(Ⅱ)	326 円	651 円	976 円
	□サービス提供体制加算 (訪問時間により設定された額に毎回加算される)	□(Ⅰ)		7 円	13 円	20 円
		□(Ⅱ)		4 円	7 円	10 円
	□特別管理加算	□特別管理加算Ⅰ		542 円	1,084 円	1,626 円
		□特別管理加算Ⅱ		271 円	542 円	813 円
	□長時間訪問看護加算(特別に管理を要する対象者に対して、 1時間30分以上の訪問看護を実施した場合)		326 円	651 円	976 円	
	□深夜加算 22:00 ～ 翌6:00		利用料金の50%加算			
	□夜間・早朝加算 18:00 ～ 22:00 6:00 ～ 8:00		利用料金の25%加算			
	□緊急時訪問看護加算	□(Ⅰ)		651 円	1,301 円	1,952 円
		□(Ⅱ)		623 円	1,245 円	1,867 円
	□ターミナルケア加算		2,710 円	5,420 円	8,130 円	
	□退院時共同指導加算		651 円	1,301 円	1,952 円	
	□口腔連携強化加算		55 円/回	109 円/回	163 円/回	
	□看護・介護職員連携強化加算		271 円/月	542 円/月	813 円/月	
	□専門管理加算 (特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		271 円/月	542 円/月	813 円/月	
	□看護体制強化加算	□(Ⅰ)		597 円/月	1,193 円/月	1,789 円/月
		□(Ⅱ)		217 円/月	434 円/月	651 円/月
	□複数名訪問加算Ⅰ(身体状況や看護内容などにより、複数名の訪問看護が必要な場合)	□30分未満		276 円	551 円	826 円
		□30分以上		436 円	872 円	1,308 円
そ の 他	□定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～4	3,210 円	6,420 円	9,630 円	
		要介護5	4,077 円	8,154 円	12,231 円	
	□サービス提供体制加算	□(Ⅰ)	55 円	109 円	163 円	
		□(Ⅱ)	28 円	55 円	82 円	

※ 地域区分算定の関係により、一部料金に1円～2円の差額が生じることがあります。

・通常の訪問実施区域を超える場合、交通費は実費を徴収します。

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については月の途中からの利用や中止等の場合は、日割り計算します。

※ 一世帯あたりの所得額により、サービス費の1割又は2割・3割の負担となります。

(2) 介護保険の適用を受けて利用する方（要支援1・2の方）

	区 分		1割負担	2割負担	3割負担
利 用 料	☐ 利用時間20分未満 ※週に1回以上、20分以上の訪問を行った場合算定可能		329 円	657 円	986 円
	☐ 利用時間30分未満		489 円	978 円	1,467 円
	☐ 利用時間30分以上60分未満		861 円	1,722 円	2,582 円
	☐ 利用時間60分以上90分未満		1,182 円	2,363 円	3,545 円
	☐ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (1回20分)(2回40分)(3回60分) 1日につき2回を超えて訪問看護を行う場合1回につき所定単 位数に50/100に乗じた単位数で算定する。6回/週を限度と する	☐ 20分	308 円	616 円	924 円
		☐ 40分	616 円	1,232 円	1,848 円
加 算 項 目	☐ 初回加算 (Ⅰ)退院した日に訪問	☐ (Ⅰ)	380 円	759 円	1,139 円
		☐ (Ⅱ)退院した翌日以降に訪問	326 円	651 円	976 円
	☐ サービス提供体制加算 (訪問時間により設定された額に毎回加算される)	☐ (Ⅰ)	7 円	13 円	20 円
		☐ (Ⅱ)	4 円	7 円	10 円
	☐ 特別管理加算	☐ 特別管理加算Ⅰ	542 円	1,084 円	1,626 円
		☐ 特別管理加算Ⅱ	271 円	542 円	813 円
	☐ 長時間訪問看護加算(特別に管理を要する対象者に対して、 1時間30分以上の訪問看護を実施した場合)		326 円	651 円	976 円
	☐ 深夜加算 22:00 ～ 翌6:00		利用料金の50%加算		
	☐ 夜間・早朝加算 18:00 ～ 22:00 6:00 ～ 8:00		利用料金の25%加算		
	☐ 緊急時訪問看護加算	☐ (Ⅰ)	651 円	1,301 円	1,952 円
		☐ (Ⅱ)	623 円	1,245 円	1,867 円
	☐ 退院時共同指導加算		651 円	1,301 円	1,952 円
	☐ 口腔連携強化加算		55 円/回	109 円/回	163 円/回
	☐ 看護・介護職員連携強化加算		271 円/月	542 円/月	813 円/月
	☐ 専門管理加算 (特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		271 円/月	542 円/月	813 円/月
	☐ 看護体制強化加算		109 円/月	217 円/月	326 円/月
	☐ 複数名訪問加算Ⅰ(身体状況や看護内容などに より、複数名の訪問看護が必要な場合)	☐ 30分未満	276 円	551 円	826 円
		☐ 30分以上	436 円	872 円	1,308 円

※地域区分算定の関係により、一部料金に1円～2円の差額が生じることがあります。

通常の訪問実施区域を超える場合、交通費は実費を徴収します。

※一世帯あたりの所得額により、サービス費の1割又は2割・3割の負担となります。

(3) 医療保険の適用を受けて利用する方

(利用料は療養費総額の1～3割+その他の費用で構成されています。)

区 分	療 養 費			
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670円/日		
		機能強化型訪問看護管理療養費 (一定の要件により算定可能)	□機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円/日
			□機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円/日
			□機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円/日
	月の2日目以降の訪問	(一定の要件により算定可能)	訪問看護管理療養費1	3,000円/日
			訪問看護管理療養費2	2,500円/日
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (利用者負担額は医療保険で定められた額)	保健師・助産師又は看護師による訪問		週3日目まで	5,550円/日
			週4日目以降	6,550円/日
	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問			5,550円/日
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 (人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症含む)			12,850円/月
訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※同一建物居住者への訪問	同1日2人	保健師・助産師又は看護師による訪問	週3日目まで	5,550円/日
			週4日目以降	6,550円/日
		理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問		5,550円/日
	同3人以上	保健師・助産師又は看護師による訪問	週3日目まで	2,780円/日
			週4日目以降	3,280円/日
		理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問		2,780円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護		原則入院中1回限り算定8,500円/日	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (利用者負担額は医療保険で定められた額)	週3日目まで		30分未満	4,250円/日
			30分以上	5,550円/日
	週4日目以降		30分未満	5,100円/日
			30分以上	6,550円/日
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) ※同一建物居住者への訪問	同1日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円/日
			30分以上	5,550円/日
		週4日目以降	30分未満	5,100円/日
			30分以上	6,550円/日
	同3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円/日
			30分以上	2,780円/日
		週4日目以降	30分未満	2,550円/日
			30分以上	3,280円/日

□訪問看護 情報提供療養費 1	市町村等又は指定特定相談支援事業者等への情報提供	1,500円/月	
□訪問看護 情報提供療養費 2	保育所又は学校教育法で規定する学校(大学を除く)等への情報提供	1,500円/年 (入園,入学,転園,転学等の月は別に1回算定)	
□訪問看護 情報提供療養費 3	保険医療機関等への情報提供	1,500円/月	
□ターミナルケア療養費 1	在宅におけるターミナルケアの実施	25,000円/月	
□ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等におけるターミナルケアの実施	10,000円/月	
□特別管理加算	□特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	
	□特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	
□乳幼児加算	6歳未満の下記以外の場合	1,300円/日	
	6歳未満の厚生労働省が定める者に該当する場合	1,800円/日	
□24時間対応体制加算	□24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円/月	
	□上記以外	6,520円/月	
□緊急訪問看護加算	□月14日目まで	2,650円/日	
□精神科緊急訪問看護加算	□月15日目以降	2,000円/日	
□夜間早朝・深夜加算	夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00)	2,100円/回	
	深夜(22:00～翌6:00)	4,200円/回	
□長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分を超える場合 (小児・特別指示書対象者・特別な管理を要するもの)	週1回 5,200円 別表7(厚生労働大臣が定める者、15歳未満の超重症児又は準超重症児は3回/週)	
□退院時共同指導加算	退院前の病院との共同指導	8,000円/回	
□特別管理指導加算	特別な管理を要するもの	2,000円/回	
□退院支援指導加算	退院日の訪問看護	通常	6,000円/回
		長時間	8,400円/回
□難病等複数回訪問加算	□1日に2回訪問の場合	同一建物2人まで	4,500円/日
		同一建物3人以上	4,000円/日
	□1日に3回以上訪問の場合	同一建物2人まで	8,000円/日
		同一建物3人以上	7,200円/日

□在宅患者連携指導加算	医療機関等との情報共有	3,000円/月	
□在宅患者緊急時 カンファレンス加算	主治医の求めによる関係機関等 との緊急カンファレンス	2,000円/月 (月2回まで)	
□看護・介護職員連携 強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職 員の支援	2,500円/月	
□専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師 が計画的な管理を行った場合	2,500円/月	
複数名訪問看護加算	□看護師等と同時に行う場合	同一建物2人まで	4,500円/週1回
		同一建物3人以上	4,000円/週1回
	□その他職員と同時に行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場 合を除く)	同一建物2人まで	3,000円/日 (週3日限度)
		同一建物3人以上	2,700円/日 (週3日限度)
	□その他職員と同時に行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場 合に限る)	同一建物2人まで	1日に1回訪問 3,000円/日
			1日に2回訪問 6,000円/日
			1日に3回訪問 10,000円/日
		同一建物3人以上	1日に3回以上訪問 2,700円/日
			1日に3回以上訪問 5,400円/日
			1日に3回以上訪問 9,000円/日
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ)	職員の賃金の改善を図る体制に ある場合	780円/月	

(4)その他の費用

区 分			利用料
(ア) 交通費 (医療保険・自費の場合)	ステーションの遠近または実際の交通手段にか かわらず1回あたりの訪問につき ※医療扶助対象の利用者については、別途、定 める規定による。		400円/回 (1人につき)
(イ) 保険請求できない時間延長 (90分を超える場合)	30分 あたり	8:00～18:00	2,000円
		18:00～翌8:00	3,000円
夜間・早朝 18:00～22:00 6:00～8:00 2,100円加算あり 深夜 22:00～翌6:00 4,200円加算あり	(ウ)自費 (保険請求 できないもの)	30分未満	4,500円
		30分以上1時間未満	9,000円
		1時間以上1時間半まで 1時間半以上となる場合は、30分あたり4,500 円	12,000円
	(エ) エンゼルケア (逝去後のケア)	30分未満	5,000円
		30分以上1時間未満	10,000円
		1時間以上1時間半まで 1時間半以上となる場合は、30分あたり5,000 円	15,000円

(オ)衛生材料、日常生活上必要な物品		実費
(カ)キャンセル料	利用者の事由により当日になって訪問が中止となった場合、キャンセル料が発生します。但し、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	
	前日までに申し出があった場合	無料
	前日までに申し出がなかった場合、又は申し出なく不在の場合	2,000円/回

上記の利用料については、サービスの申し込みを受けようとするときにあらかじめ、利用者に内容及び金額について説明を行い、理解を得るものとします。

(5) 特養・グループホーム訪問の場合

別途契約に定める規定による。

7. 理学療法士等による訪問について

訪問看護サービスの開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、適切な評価を行うものとする。また、理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりにさせる訪問である。

8. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修の実施(年1回以上)。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置すること。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。

2 事業者は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

3 事業は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症対策など衛生管理に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

11. 相談・苦情窓口

(事業者への相談・苦情について) 事業者の担当部所・責任者 サービス利用日・時間等の変更 サービス内容の不満 料金の支払い等	利用窓口開設時間: 平日 8:45-17:15 利用相談の方法: 電話・面談場所は、 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団 ☐ 東灘しあわせ訪問看護ステーション ☐ しあわせ訪問看護ステーション ☐ 兵庫しあわせ訪問看護ステーション ☒ 西部しあわせ訪問看護ステーション 管理者 開発 依子 連絡先 078-787-7201
(介護保険サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 8:45~17:15
(介護事業者に関する苦情お問い合わせ) 神戸市福祉局監査指導部	連絡先 078-322-6326 受付時間(平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
(養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話) 神戸市福祉局監査指導部内	連絡先 078-322-6774 受付時間(平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 神戸市消費生活センター	連絡先 078-371-1221 受付時間(平日) 9:00~17:00

12. 利用料の支払方法

原則として利用料のお支払は、利用月の翌月に請求書を発送し、その月の27日に指定された口座から引き落としをさせていただきます。

13. 利用にあたってのお願い

- ・保険証(健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療被保険証・マイナンバーカード)や医療受給者証の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせ下さい。
- ・訪問看護の利用を変更される場合は、前日までに出来るだけすみやかにご連絡をお願いいたします。
- ・感染拡大予防等の目的で訪問時間や担当者の変更、又はキャンセルをお願いする場合は、すみやかに連絡いたします。

・重要事項の変更:重要事項説明書に記載した内容に変更された場合は書類を交付して口頭で説明し、同意・確認のサインをいただきます。

令和 年 月 日

(乙)当事者は、甲1に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、☐甲1に対して
重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。☐甲2

(乙)居宅サービス事業者

主たる事務所 所在地	神戸市垂水区星陵台4丁目4-37
名 称	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
説明者	所 属 西部しあわせ訪問看護ステーション
	氏 名
	印

(甲)私は、重要事項説明書に基づいて、乙から重要事項の説明を受けました。

(甲1)利用者 もしくは利用者代理人	氏 名	印
(甲2)利用者の家族等 利用者代理人	住 所	
(家族代表)	氏 名	印